銘柄	株券（優先株式）			
	新株予約権証券			
	債券			
	転換社債型新株予約権付社債券			
	（※　　）			

（注意事項）

整理銘柄指定期間中は継続して記載する。

6　猶予期間中の有価証券

区分		銘柄	猶予期間開始日	猶予期間解除日	理由
株券（普通株式）	市場第一部				
	市場第二部				
	新興市場等				
株券（優先株式）					
新株予約権証券					
債券					
転換社債型新株予約権付社債券					
（※　　）					

（注意事項）

1　上場廃止基準に該当した銘柄のうち、金融商品取引所の定めるところにより、上場廃止となるまでの間に一定の猶予期間を設けているものについて記載する。

2　猶予期間中は継続して記載する。

3　猶予期間解除日には、当該期間の解除を決定し、その旨公表した日を記載する（以下この様式において同じ。）。

7　特設注意市場銘柄指定（解除）有価証券

区分		銘柄	指定年月日	解除年月日	理由
株券（普通株式）	市場第一部				
	市場第二部				
	新興市場等				
株券（優先株式）					
新株予約権証券					
債券					
転換社債型新株予約権付社債券					
（※　　）					

（注意事項）

特設注意市場銘柄指定期間中は継続して記載する。

8　開示注意銘柄指定（解除）有価証券

区分		銘柄	指定年月日	解除年月日	理由
株券（普通株式）	市場第一部				
	市場第二部				
	新興市場等				
株券（優先株式）					
新株予約権証券					
債券					
転換社債型新株予約権付社債券					
（※　　）					

（注意事項）

開示注意銘柄指定期間中は継続して記載する。

9　市場変更等株券

区分	銘柄	変更前の市場又は市場区分	変更後の市場又は市場区分	変更年月日
市場区分の変更				
市場の変更				

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第五号は、平成二十五年四月一日以後に終了する期間に係る売買状況表について適用し、同日前に終了する期間に係る売買状況表については、なお従前の例による。

第三条　第四条の規定による改正後の金融商品取引所等に関する内閣府令別紙様式第十二号は、平成二十五年一月一日以後に終了する期間に係る上場有価証券異動報告について適用し、同日前に終了する期間に係る上場有価証券異動報告については、なお従前の例による。